

Q 障害補償一時金を受給した者が、前回の負傷部位の再発が認められるには、障害補償一時金を返納しなければなりませんか。

A

再発後の傷病が業務上のものとして補償の対象となるかどうかは、もっぱら、当該傷病が、以前の傷病と医学的にみて因果関係があるかどうかによって決まるのであって、既に受けた障害補償給付を返納する必要はありません。

当該傷病が、以前の傷病の再発であると認められれば、当然、業務上の傷病として療養補償給付ないし休業補償給付を受けることができます。また、再発再治ゆ後の障害が既存の障害と等級を同じくする場合には、当該等級に当たる障害に対してはすでに障害補償給付をもって補償が終わっているのですから、再発再治ゆ後の障害について再び補償を受けることはできません。もちろん返納の問題は生じませんし、再発再治ゆ後の障害が既存障害より軽い場合も同様です。

再発再治ゆ後の障害が既存障害より重くなった場合には

- ① 後の障害が第八級以下であれば、それに応じた障害補償給付の給付日数から、前に支給された障害補償給付の給付日数を差し引いて得た給付日数により算定した額が支給されます。
- ② 後の障害が第七级以上であれば、前の障害補償一時金に係る給付日数を二五で除して得た給付日数を差し引いて得た給付日数により算定した額が、障害補償年金として支給されることになっています。